



安全と信頼の取引のために



貨物が日本の国境を越えるときは、すべて「輸出」として扱われます。しっかりと管理をしましょう。

- ☑ 無償サンプル提供
 - ☑ 海外への返品
 - ☑ 展示のための持ち出し
- なども含まれます。

輸出管理の流れ

貨物・技術の
引き合い

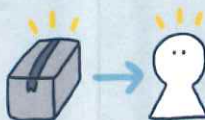
該当判定

輸出するものが
リスト規制に
該当するかを
判定すること



取引審査

取引の相手と
輸出の用途を
確認すること



出荷管理

貨物や技術が
まちがいをなく
出荷提供されるか
を確認すること



「やとこさ」
輸出・提供

ここに
注カレがら
だけわど...

「知らなかった」では済まされない! 違反のリスク

① 刑事罰

10年以下の懲役
最大10億円の罰金



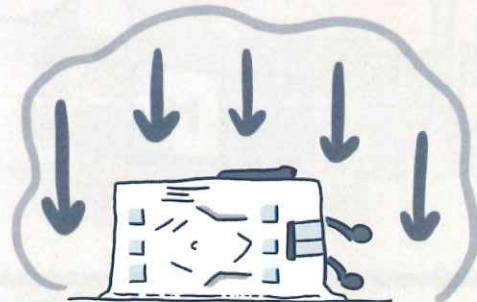
② 行政制裁

3年間の輸出禁止等



③ 企業イメージの低下

取引が減り、経営悪化



違反は **未遂でも罰せられます。**
輸出管理をしっかりと行い、
安全と信頼の取引を!

出典: 経済産業省「安全保障貿易管理の概要」



お問い合わせは裏面へ →